紙入札での参加の場合における説明書

入札公告に基づく条件付一般競争入札において、紙入札にて参加する場合における方法は、入札説明書及び五條市契約規則その他関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

１　公告日　　令和７年９月１６日

２　入札件名　下水道台帳管理システムバージョンアップ業務委託

３　紙入札への参加方法

　入札公告第４に掲げる担当部局に連絡のうえ、紙入札参加届出書（様式４）を記入し、下記項目４の一般競争入札参加資格書類に同封して提出すること。

４　一般競争入札参加資格確認申請の提出方法

（１）提出書類　　別紙入札説明書第３に示す提出書類

（２）提出期限　　令和７年１０月２日（木）　午後５時まで

（３）提出場所　　五條市都市整備部下水道課計画係

（４）提出方法及び部数

①方法　持参又は郵送により提出してください。

持参の場合（五條市の休日を定める条例（平成元年4月1日条例第7号）に規定する休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

郵送による場合は、簡易書留郵便とし、上記期限までに必着のこと（※ポストからの投函はできませんのでご注意ください）。

また、封筒には「下水道台帳管理システムバージョンアップ業務委託に係る入札参加資格確認申請書類在中」と朱書してください。

②部数　各１部

５　入札方法等

（１）入札の基本的事項

入札者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、その他関係法令、及び仕様書、図面その他契約に必要な条件を承諾のうえ、入札すること。

（２）公正な入札の確保

入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

（３）入札金額の記入方法等

入札は総額で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額をもって落札金額としますので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入力してください。

（４）入札書及び入札について

入札者は、所定の入札書（様式５）を作成し、封かんの上、所定の場所及び日時に提出してください。記載については、別紙「入札書記載例」及び「入札書用封筒の作成・記入方法」のとおりです。

（５）入札執行回数

　　　入札回数は、１回とします。

（６）入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

（７）入札書の金額の数字

入札書に記入する数字はアラビア数字を用いて記入してください。

（８）入札書の記載事項の訂正

記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部に正書しなければなりません。ただし、入札書の金額を加除訂正することはできません。また、提出後の入札書及びその他必要書類の記載事項の訂正は一切認めません。

（９）入札の延期、中止等

①　天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札延期、中止又は取り止めることがあります。

②　正常かつ公正な入札執行が困難と認められる場合その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、中止又は取り止めることがあります。

③　郵便入札において郵便事情等により事故が発生したとき、又は不正な行為等により、必要があると認めるときは、入札を延期、中止又は取り止めます。

（10）その他

①　応札者が１者であっても、入札を執行します。

②　入札書は、ボールペンなど、容易に消すことのできないもので記載してください。

６　入札書の提出場所等

（１）入札書到着期限及び提出先

①　令和７年１０月２３日（木）午後５時　必着

②　〒637-8799　日本郵便五條郵便局留　五條市役所　下水道課　行

（２）開札の日時及び場所

①　入札公告に記載のとおり

②　奈良県五條市岡口１丁目３番１号

五條市役所　３階　市入札室

（３）入札書の提出方法

①　入札書を郵送用封筒に入れて、簡易書留郵便により（１）の提出先へ郵送してください。

郵送用封筒の作成・記入方法は、別添の「入札用封筒の作成・記入方法」のとおりです。（外封筒の中に内封筒を作る必要はなく、郵送用封筒の中に直接入札書を入れて外封をしてください）

②　入札書は、令和７年１０月８日以降に郵送を開始してください。

※郵便局留の保管期限は、郵便局に到着した日の翌日から起算して１０日間のため、到着期日までに返送されないようご注意ください。

７　入札の辞退

一般競争入札参加資格確認申請書の提出後において入札参加を辞退する場合は、入札公告に示す期限までに到達するよう、入札公告第４に掲げる担当部局へ持参又は電子メールにより入札辞退届（様式３）を提出してください。なお、入札書の提出後においても、入札の辞退を認めます。

なお、入札書受付締切日時までに入札書の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、入札書受付締切日時を経過した時をもって辞退したものとみなします。